

二〇二三年七月二日

主査	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 博士（法学）（東京大学）	山元 一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究委員 博士（法学）（慶應義塾大学）	小山 剛
副査	東京大学大学院法学政治学研究科教授 博士（法学）（東京大学）	小島 慎司

粕谷真司君学位請求論文審査報告

一 論文の構成

粕谷真司君の博士論文「サッチャー政権期のイギリス外交と欧州政治協力、一九七九—一九九〇年」は、一九八〇年代のサッチャー政権期のヨーロッパ政策を、欧州政治協力 (European Political Cooperation : E P C) への関与を中心に再検討したイギリス外交史研究である。

二〇一六年六月のイギリスでの国民投票による欧州連合 (European Union : E U) からの離脱の決定は、一九七三年の加盟以降のイギリスの欧州共同体 (European Community : E C) との関係を根本から転換させる結果になった。そして、そこに至るイギリスと欧州共同体／欧州連合との関係の歴史を論じる際には、一九八〇年代のサッチャー首相による欧州統合への敵対的な姿勢がその画期として位置づけられることが一般的であった。

そのような認識に対して、本論文において粕谷真司君は、膨大な量のイギリス政府、アメリカ政府、ドイツ政府、欧

州共同体の一次資料を基礎として、そのような従来の一般的な理解を大きく修正することを試みている。すなわち、サッチャー政権のヨーロッパ政策を丁寧に再検討した結果、実際にそこから浮かび上がるのは、EC加盟をイギリスにとつての国益と考えて、単一市場創設に向けて中心的な役割を果たし、さらにはEC加盟国間の外交政策協力の領域においてさえ積極的な貢献を行った、サッチャー首相の基本姿勢であった。さらに粕谷君は、そのような歴史の過程を、「欧州統合の『発展』の歴史だけではなく、グローバルな国際関係史の中にも位置づけられる」ことの重要性を指摘している。その意味でも、本論文はイギリスと欧州共同体との関係についての歴史についてのこれまでの理解を大きく修正する、重要な学問的な貢献となっている。本論文は、本文と註・参考文献をあわせて、二二三頁からなっている。

論文の構成は以下の通りである。

序章

第一節 研究の背景

第二節 先行研究の検討

第三節 本研究の問いと視角

(1) 一九八〇年代のイギリスと世界
(2) 欧州政治協力という枠組み
(3) イギリスの期待と政策決定過程

第四節 取り上げる事例

第五節 歴史的背景

(1) 戦後イギリスと欧州統合

(2) 欧州政治協力の位置

第六節 史料について

第一章 「南」との提携

——アフガニスタン中立・非同盟化構想、一

九七九—一九八一年——

はじめに

第一節 ソ連のアフガニスタン侵攻をめぐる国際関係

第二節 アフガニスタン中立・非同盟構想の形成と中

断、一九七九年—二月—一九八〇年三月

(1) サッチャー政権の反応とアフガニスタン中立案

(2) EC加盟国の枠組みを選択した理由

(3) フランスの反対とイスラーム諸国への継承

第三節 構想の復活とソ連に対する提案の実現、一九

八一年五月—七月

(1) 国際会議の提案の背景

(2) 再び EC 加盟国の枠組みを選択した理由

(3) ソ連による提案の拒絶

おわりに

第二章 空白を埋める試み

——「ヨーロッパ中東政策」の形成、一九七

九—一九八二年——

はじめに

第一節 パレスチナ問題の構図——一九七九年春

第二節 サッチャー政権のパレスチナ政策、一九七九

年

第三節 ヴェネツィア宣言と「ヨーロッパ中東政策」

の形成、一九八〇年

(1) EC 加盟国の枠組みの選択

(2) ヴェネツィア宣言の作成過程

(3) 反響とフォローアップ

第四節 レーガン政権と「ヨーロッパ中東政策」の動

揺、一九八一年

(1) イニシアティブの継続

(2) 英米の衝突——ファハド提案と MFO

第五節 イニシアティブの終焉——国際環境の転換と

一〇カ国の分裂、一九八二年

おわりに

第三章 二つのイニシアティブの不協和音

——「ロンドン報告」とケンシヤール・コロ

ン・プラン、一九七九—一九八三年——

はじめに

第一節 欧州政治協力の機構

第二節 欧州政治協力「改良」の試みの始動、一九七

九年一月—一九八〇年十二月

(1) 一九七〇年代末の欧州政治協力と第三世界

(2) イギリス外務省内での準備

(3) 「改良」の提案

第三節 二つのイニシアティブの併存、一九八一年一

月—十一月

(1) ゲンシヤール演説の衝撃

(2) サッチャールの揺らぎ

(3) 「ロンドン報告」の合意

第四節 ゲンシヤール・コロソボ・プランの行方、一九

八一年一月—一九八三年六月

(1) 独伊の提案とイギリスの対応

(2) 「共通外交政策」をめぐる

おわりに

第四章 失われた機会

——フォークランド戦争、一九八二年——

はじめに

第一節 アルゼンチンのフォークランド諸島侵攻とイギリスの反応

ギリスの反応

第二節 ECによる経済制裁の開始

(1) 経済制裁への二つの期待

(2) 経済制裁の合意

(3) イギリスによる「制裁の活用」

第三節 EC加盟国の「結束」の崩壊

(1) 戦闘の激化とEC加盟国の態度の変化

(2) ニカ国の経済制裁からの離脱

(3) ECメンバーシップの正当化の挫折

おわりに

第五章 ヨーロッパ政策の崩れた足場

——単一欧州議定書と欧州政治協力事務局の設置、一九八四—一九八六年——

設置、一九八四—一九八六年——

はじめに

第一節 欧州統合の「再発進」とイギリス、一九八四年二月—六月

年二月—六月

(1) コールとの約束

(2) 「ヨーロッパ—その将来」の作成過程

第二節 ドウーグ委員会、一九八四年九月—一九八五年三月

年三月

第三節 ハウ・ブランの形成と挫折、一九八五年四月—六月

—六月

(1) ハウ・ブランの形成

(2) 英独首脳会談からミラノ欧州理事会へ

第四節 単一欧州議定書の締結へ、一九八五年七月—一九八六年二月

一九八六年二月

(1) 外務省による交渉

(2) サッチャーの介入と条約の締結

第五節 常設事務局の設置をめぐる、一九八六年二月—七月

月—七月

おわりに

第六章 英連邦のヨーロッパ的救済?

——対南アフリカ政策と欧州政治協力、一九八五—一九八六年——

八五—一九八六年——

はじめに

第一節 アパルトヘイトとサッチャー政権

第二節 機能しなかった協力、一九八五年

(1) 幻の共同声明案

(2) 短命に終わった共同声明

(3) ルクセンブルク合意への参加

第三節 「ヨーロッパ」の活用、一九八六年

(1) 英連邦有識者使節団の挫折

(2) ハーグ欧州理事会へ

(3) 経済制裁の決定

おわりに

第七章 政権末期の連続性と断絶

——「共通外交・安全保障政策」構想への対応を手がかりに、一九八九—一九九〇年——

はじめに

第一節 独仏の論理——冷戦終結と「政治連合」

第二節 イギリスの論理——欧州の「内」と「外」

(1) 冷戦終結を受けて

(3) 欧州域外への視線

第三節 イギリスの反応

(1) 「共通外交・安全保障政策」構想を受けて、一九

九〇年四月—六月

(2) サッチャー政権の終焉、一九九〇年九月—一

月

おわりに

終章

第一節 本研究が明らかにしたこと

(1) いかなる理由からどのようにに EC 加盟国間の外交政策協力を活用したのか

(2) 何を実現し、何に失敗したのか

第二節 本研究の含意

(1) 欧州政治協力から見たサッチャー政権期のイギリス外交

(2) イギリスから見た一九八〇年代の国際政治

参考文献

二 論文の概要

以下、本論文の概要を述べる。

序章において著者は、本論文における研究の背景および先行研究の検討を行い、その上で本研究における問い、およびその視角として「一九八〇年代のイギリスと世界」、

「欧州政治協力という枠組み」、そして「イギリスの期待と政策決定過程」という三つの視点を挙げている。これらに

より、一九八〇年代の国際政治史のなかにイギリスの欧州政治協力への取り組みというかたちで、従来の先行研究よりも幅広い視角を提示している。また、その事例として、

第一には「欧州共同体の域外世界で発生した問題」に対して「イギリスがEC加盟国の共同行動を実現するために何らかの働きかけを行い、実際に共同行動が実行に移された事例」（二二頁）を、そして第二には「イギリスが欧州政治協力の枠組み自体を変えようと働きかけ、それが実際の変化につながった事例」（同）を取り上げている。その上で、著者は「サッチャー政権期のヨーロッパ政策を様々な観点から検討することは、イギリスの対外関係の歴史を理解するためにも重要な課題だろう」（二二頁）と論じ、本論文が扱う問いのイギリス外交史研究上の重要性と意義を強調する。

第一章の「『南』との提携 —— アフガニスタン中立・非同盟化構想、一九七九—一九八一年——」では、一九七九年一二月に発生したソ連のアフガニスタン侵攻を受けて、イギリス政府が考案したアフガニスタン中立・非同盟化構想を、イギリスとEC加盟国との間の外交政策協力の事例として取り上げる。その上で、イギリスがいかなる理由からこの構想をEC加盟国の枠組みで実行しようとしたのかを分析する。そのような検討の結果、イギリスがこの構想を実行する際にEC加盟国の枠組みを選んだ理由として、非同盟諸国やイスラーム諸国から提案への支持を集めやす

くするためだったことが示されている。NATOのようなアメリカが含まれる枠組みを用いれば、非同盟諸国から冷戦戦略上の策略だと見なされるリスクが高かったためである。また当時多くのイスラーム諸国では、パレスチナ問題をめぐって反米感情が高まっていた。ただし、この構想を実行する上で、実はイギリスはアメリカと緊密に連携していた。そして、この構想は最終的に第三世界の多くの国々から支持を得ることに成功したことを明らかにしている。

続く第二章の「空白を埋める試み —— 『ヨーロッパ中東政策』の形成、一九七九—一九八二年——」では、一九八〇年六月から一九八二年九月まで継続したEC加盟国による中東和平のイニシアティブをその事例として取り上げている。ここでは、中東和平問題をめぐり、イギリスがいかなる理由から、どのように、EC加盟国の枠組みを活用したのかを明らかにしている。その分析の結果、当時のイギリスにとってEC加盟国の役割は、アメリカが動きをとれない状況で中東和平プロセスに生じた「時間的空白を埋める」ことだったことが明らかになった。イギリスにとって他のEC加盟国と協調することには、イギリス単独で動くよりもアラブ諸国からイニシアティブへの関心を引くことができるといふ利点があった。また、国内外から予想さ

れる非難の矛先を分散できることも、イギリスが EC 加盟国としての枠組みを用いた利点の一つであった。さらに EC 加盟国が共通の立場を形成することで、他の EC 加盟国が経済的利益を自当てに抜け駆けしてアラブ寄りの立場をとることを防げるという利点もあった。このように、EC 加盟国としての枠組みを用いることで、イギリスは一九八二年九月までの中東和平プロセスに存在していた「空白」を埋め、さらにはアラブ世界における経済的利益の増進にも成功し、その意義が論じられている。

第三章「二つのイニシアティブの不協和音 —— 『ロンドン報告』とゲンシャー・コロンボ・プラン、一九七九—一九八三年——」では、一九八〇年一〇月にイギリスが他の EC 加盟国に提起した欧州政治協力「改良」の試みを取り上げ、その背後にいかなる目的があったのかを分析する。その分析の結果明らかになったのは、イギリスが帝国としての経験を有する地域で発生する問題に対処する過程で、欧州政治協力の「安定性」「即応性」「継続性」を高める必要性を認識していたことである。また当時「イギリス予算問題」をめぐる孤立に陥っていたイギリスは、欧州政治協力において建設的提案をすることで、欧州共同体内の立ち位置を改善することも狙っていた。EC 加盟国間の交

渉を経て最終的に合意された「ロンドン報告」は、概ねイギリスの望んだ形で欧州政治協力の機能を改善した。しかし、西ドイツのゲンシャー外相が同時期に提起した「共通外交政策」構想と対比されたこともあって、イギリスにはこの試みを通じて欧州共同体内の立ち位置を向上させることはできなかった。

第四章「失われた機会 —— フォークランド戦争、一九八二年——」では、フォークランド戦争中の EC による対アルゼンチン経済制裁を取り上げ、イギリスが EC による制裁に何を期待し、それがどの程度実現したのかを分析している。その検討の結果、イギリスが EC による制裁に二つの期待を抱いていたことが明らかになっている。第一に、アメリカが中立的な姿勢をとり、国連安保理での制裁も実現困難な中で、イギリスは EC による制裁を国際世論がイギリスの掲げる正義を支持していることの根拠としたいと望んでいた。第二に、イギリス国内において EC 加盟継続への支持が低下する中で、EC による制裁は EC メンバースhip の政治的価値をイギリス国民に示す機会になるとも考えられていた。当初 EC 加盟一〇カ国が素早く制裁に合意したことによって、これらの期待は実現するかに思われた。だが、戦闘が激化すると複数の加盟国において制裁継

続への懸念が高まり、最終的にはイタリアとアイルランドが制裁から離脱し、EC加盟一〇カ国の「結束」が崩れることとなった。これによって、ECメンバーシップの政治的価値がイギリス国民に示される機会は失われることとなった。

第五章「ヨーロッパ政策の崩れた足場 —— 単一欧州議定書と欧州政治協力事務局の設置、一九八四—一九八六年——」では、イギリスが一九八四年以降に欧州政治協力の「強化」を単一市場の創設と並ぶヨーロッパ政策の二大目標として位置づけていった理由を分析し、最終的にイギリスの考えが欧州政治協力のあり方にとどの程度反映されたのかを検討している。その検討の結果として、当時のイギリスが主権の喪失を回避しながら、欧州共同体内での影響力を維持・向上させるという二重の目標を追求していたことが明らかにしている。サッチャーは、一九八五年五月に西ドイツのコール首相に対して「欧州政治協力に関する合意」案（ハウ・プラン）を手渡すことになるが、その狙いは欧州政治協力の「強化」を西ドイツと協力しながら主導することで、欧州共同体内での影響力を確保しながら、条約改正のための政府間会議の開催を阻止することにあった。しかし、同年六月のミラノ欧州理事会を前にして、コール

の「裏切り」によってイギリスの試みは挫折することになった。ただし、単一欧州議定書によって設置が決まった欧州政治協力の常設事務局は、イギリス外務省の考えがかなりの程度反映される形で、抑制的な政治協力という枠組みで制度設計されることとなった。

第六章「英連邦のヨーロッパ的救済? —— 対南アフリカ政策と欧州政治協力、一九八五—一九八六年——」では、一九八五年から翌一九八六年にかけてのイギリスの南アフリカ政策において、EC加盟国間の外交政策協力がいかなる理由からどのように活用されたのかを分析している。当時のサッチャー政権は、アパルトヘイトを実施している南アフリカとの経済的関係について激しい国際的非難を浴びており、一九八六年には英連邦解体の危機を招くことになった。その結果、当時のイギリスが他のEC加盟国と共通の立場を形成することで、国際的非難からの隠れ蓑にしようとしていたことが明らかになっている。イギリスに立場が近い加盟国が比較的多く、かつ幅広い加盟国を含んでいることから、EC加盟一〇カ国の枠組みはこうした目的に適っていた。イギリスは当初一九八五年にはEC加盟国の枠組みを有効に活用できなかった。しかし、翌一九八六年には、イギリスはEC加盟一〇カ国の合意を基礎にして日

米とも連携しながら英連邦解体の危機を乗り切ったのである。

第七章「政権末期の連続性と断絶 —— 『共通外交・安全保障政策』構想への対応を手がかりに、一九八九—一九〇年——」では、一九九〇年四月に独仏が提起した「共通外交・安全保障政策」構想へのイギリスの反応を取り上げ、サッチャー政権末期にイギリスの欧州政治協力への姿勢に変化が見られるかを分析している。一九八〇年代末はサッチャー首相が欧州懐疑主義的な姿勢を強めた時期だとされ、とりわけ一九八八年九月のブルージュ演説はその象徴だと考えられてきた。だが分析の結果、サッチャー政権の欧州政治協力への基本的姿勢は、政権末期になってもそれ以前から大きく変化していなかったことが示された。また欧州政治協力への姿勢に関しては、サッチャー首相とハード外相を中心とする外務省の間に、大きな差がなかったことも明らかになった。

そして最後の終章では、欧州政治協力に着目することで、サッチャー政権がかならずしも「反欧州的」ではなかったことを明らかにしており、多くの場合でEC加盟国間の外交政策協力を活用していたことを多くの事例と資料をもとに明らかにしている。すなわち、サッチャー政権期のイギ

リスは、「欧州域外世界における国益を保護するためにEC加盟国の枠組みが度々活用されてきたのである」(一八八頁)。また終章の最後には、「一九八〇年代の国際政治を俯瞰して、従来はあまり重視されることのなかった欧州政治協力がさまざまな国際的な危機において、一定の重要な役割を担ってきたこと、そしてそれに対してイギリスが積極的に貢献を行ってきたことを明らかにしている」。

三 論文の評価

粕谷真司君の本論文における研究は、近年飛躍的な進捗が見られる欧州統合史研究における重要な貢献である。粕谷君は、イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)大学院の国際史(International History)研究科において修士号を取得して、イギリスにおけるこの分野の中心的な歴史家であるピアース・ルドロー教授の指導を受けることで、最先端の研究動向を丁寧に学んできた。あわせて、従来未公開であった多くの史料が新たに公開されたことよって、欧州統合史研究においては一九八〇年代研究が最も研究の進捗が顕著な時期となっている。

本論文が先行研究として数多く参照しているように、この時代における欧州統合史研究は近年、通貨統合(エマニ

ユエル・ムルラン・ドリユオル）や、アジア諸国との関係（鈴木均、黒田友哉）など、数多くの分野で優れた成果が見られているが、粕谷君はそのようななかでも、「欧州政治協力」というこれまであまり注目されてこなかった領域に焦点を当てて、イギリスとヨーロッパとの関係を再検討している。その結果、国際水準で通用する欧州統合史への重要な貢献となっており、以下でその研究上の貢献について具体的に指摘したい。

第一に、従来はアメリカとの「特別な関係」が重視されて、「反欧州の」と見なされていたサッチャー政権のヨーロッパ政策が、実際には欧州政治協力への積極的取り組みに見られるように、「親欧州的」な要素も少なからず示されていたことを明らかにしたことである。それにより、従来の一般的な理解を大きく修正することに成功した。著者は、「反欧州的」であることと、「反連邦主義的」であることの違いを明確にし、サッチャー政権を「反欧州的」と括弧することは適切ではないという重要な指摘を行っている。膨大な一次史料を用いて、そのようなサッチャー政権期の「親欧州的」な政策を検討したことで、サッチャー政権のヨーロッパ政策に関する認識は大きく修正されていくことであろう。これは、サッチャー政権期の対外政策の重要性

を考慮すれば、イギリス外交史研究と欧州統合史研究の双方の分野において、重要な学問的な貢献といえるだろう。

第二に、欧州政治協力を中心に一九八〇年代の国際政治の展開を論じること、東西間の冷戦対立という構造や、イギリス外交における「親米」か「親欧州」かという二分法的な区分を越えて、より複雑で多面的にイギリスを取り巻く国際環境が展開していたことを明らかにしている。そして著者が論じるように、「一九八〇年代の国際関係を複雑化させていた諸潮流は、今日の世界においても継続している」ことを考慮すれば、本論文の価値は現代の国際情勢を深く理解する上でも有意義であることが分かる。

第三には、一九八〇年代のEC加盟国間の複雑な関係が、冷戦終結を経た一九九〇年代以降の欧州統合の新しいダイナミズムの基礎を創っていることを、本論文が明らかにしたことを指摘できる。例えば、欧州政治協力の「改良」をめぐり、「ハウ・プラン」を軸にイギリスと協力する選択肢を放棄したコール首相の下での西ドイツ政府の決断に見られるように、徐々に独仏枢軸と呼ばれる欧州統合の中核における二国間関係が、欧州連合条約（マーストリヒト条約）に繋がる画期的な政治統合へと繋がっていった。サッチャー政権期のイギリスがたとえ「反欧州的」でなかった

としても、イギリスの積極的な関与は必ずしも画期的な前進を約束するものでも、新しい国際情勢に符合するものでもなかった。むしろそれは、イギリスの国益や、イギリスのコモンウェルス諸国との関係のような伝統的な対外関係を優先するという、イギリス独自の事情に根ざす動機にもとづく場合が多かった。そのような、EC加盟国間の複雑な現実にも光を当てるといいう意味でも、本論文は大きな学問的貢献を行っている。

他方でこれらの重要な貢献を高く評価しながらも、いくつかの課題も見られる。たとえば、本論文はイギリスの欧州政治協力への関与を通じて、イギリスのヨーロッパ政策を検討するものであるが、そのような欧州政治協力は必ずしもこの時期のECのなかでの中心的な政策領域ではなく、あくまでも通商政策や共通農業政策などの経済統合の領域が中核を占めていた。したがって、それらの政策領域を本論文の研究対象の範囲から外し、主権国家間の外交政策協力にとどまる欧州政治協力を研究対象を限定することによって、サッチャー政権期のイギリスが「反欧州的」ではなかったと議論することに限界があることにも留意せねばならない。著者も論じているように、「反連邦主義的」な姿勢で一貫するイギリス政府が、そのような主権の制限を伴

わない欧州政治協力で積極的な関与が可能であったことは、十分に理解可能なことであろう。ただしそのことをもってイギリスのヨーロッパ政策が「反欧州的」ではないと一般化することには慎重である必要があるだろう。

また、上記のような主張を行う上で、本論文が対象とする事例が全体の中でどの程度の範囲に及び、どのような基準で事例を選択したのかについても、もう少し詳しい説明が欲しかった。むしろ、本論文で扱っていない政策領域の中で、イギリス政府が欧州政治協力として扱うことに消極的であったり、抵抗を示したりする事例も存在するのではないか。だとすれば、イギリス政府は自らの国益となる場合に欧州政治協力を積極的に関与し、そうでない場合は欧州政治協力の進展に抵抗したのであるから、そのような場合には、サッチャー政権期のイギリスが「反欧州的」ではないとは言えないのではないか。

ただしこのような課題は、本論文全体の意義を考える場合には、あくまでも周辺のなものに過ぎず、今後の課題として考慮に含めて頂きたいものである。むしろ、一九八〇年代のサッチャー政権のヨーロッパ政策を広い視野から再検討した本論文の価値は、それらの課題を相対化するだけの、大きなものであるといえる。以上のような理由からも、

審査委員一同、本論文が博士學位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する十分な水準であると判断する。

二〇二三年七月二二日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	細谷 雄一
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	森 聡
副査	慶應義塾大学名誉教授 博士(法学)	田所 昌幸